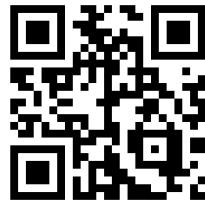


医療的ケア児の保育所等での受け入れについて ～医療的ケア児支援法施行を受けて～



熊本大学病院 小児在宅医療支援センター
熊本県医療的ケア児支援センター
副センター長 小篠史郎

ozasas@kumamoto-u.ac.jp
096-373-5653/5448 (直通、相談窓口)

2022年7月13日 KKRホテル熊本

1

東京都 山田萌々華さん
医療的ケア児と家族の主張コンクール
より抜粋
「学校に行けないのは、なぜ？」

わたしは、今、小学3年生です
骨がとても弱いのでねたきりです
でも、みんなといっしょに笑うことができます
みんなといっしょにおしゃべりができます
こまっている人がいたら声をかけることもできます
だけど、学校に行けないので家にいます
わたしはみんなとちがって歩けません
わたしはみんなとちがって、「人工こきゅうき」をつかっています

「人工こきゅうき」をつかってる子は、
おかあさんといっしょでないと、学校に行けません
おとなは、「くべつ」とかいうけど
わたしには、よくわかりません
お友だちといっしょにべんきょうしたり、
あそんだりしたいだけです

わたしは、パパとよく、サレジオ教会に行きます
そしてかみさまにいつもおねがいします
わたしは学校に行けないのでですか
わたしはそんなにわるい子ですか
わたしにいじわるしているのは、だれなんですか
がんばってべんきょうしますから
わたしを学校に行かせて下さい

東京都 山田美樹さん
医療的ケア児と家族の主張コンクール
より抜粋
「学校に行けないのは、なぜ？」

小学校はお友達と同じ地域の学校を希望していましたが、就学相談の段階で人工呼吸器がついた子どもは公立学校では受け入れられないと言われ、肢体不自由の特別支援学校しか進み先がなくなりました。

しかし、（中略）（特別支援学校でも）人工呼吸器の子は授業の間ずっと親が付き添わなければならないという制限がありました。

親が仕事を辞めないと教育を受けられないという今の制度に納得がいかず、両親共働きを続けるとなると、選択肢はただ一つ。学校の先生が週3回、1回2時間在宅で授業をしてくださる「訪問生」になりました。
娘は私が仕事でいない間、ヘルパーと過ごしています。訪問授業中も、ヘルパーが付き添っています。しかし、福祉と教育の時間は重ねられないことから、訪問授業を受けている時間のヘルパー費用は、すべて実費になります。

6

言葉の定義

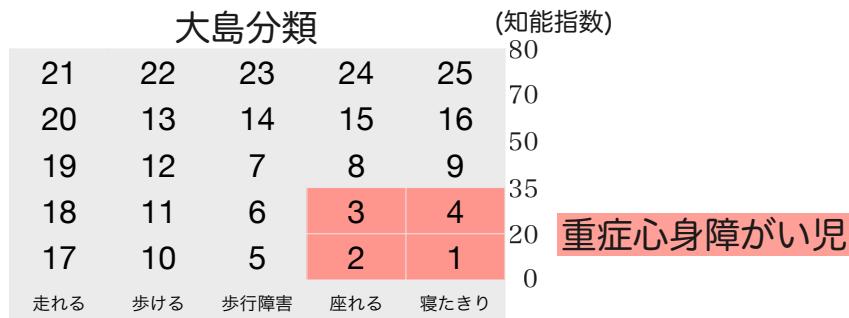
7

8



重症心身障がい児者

- 重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態にある子ども（児）・大人（者）
- 医学的診断名ではなく、障害福祉での行政上の措置を行うための定義（呼び方）



元東京都立府中療育センター院長 大島一良先生にて考案（1971年）

9

医療的ケアの三分類と認定特定行為



11

医療的ケア児

法律上の定義

（医療的ケア児支援法第2条 2021年9月18日施行）

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童

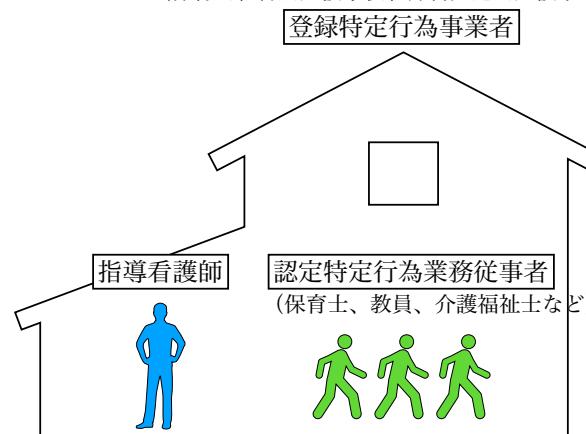


10

認定特定行為とは

- 平成24年改正「社会福祉士及び介護福祉士法」にて制度化
- 喀痰吸引等研修を受けた非医療職が一定の条件下で5行為を実施可

（保育所、特別支援学校、障害児通所支援事業所など）



12

喀痰吸引等研修の種類

研修区分	対象者	実施可能な特 定行為	研修内容
第1号研修	不特定多数	5行為全て	基本研修講義 50時間 シミュレーター演習（5行為全て） 実地研修
第2号研修	不特定多数	5行為のうち 任意の行為	基本研修講義 50時間 シミュレーター演習（5行為のうち任意の行為） 実地研修
第3号研修	特定の方	5行為のうち 対象者に必要 な行為	基本研修講義 8時間 シミュレーター演習（5行為全て） 現場演習（対象者に必要な行為） 実地研修（対象者に必要な行為）

13

医療的ケア児等とは

明確な定義があるわけではありませんが

小児期発症の

医療的ケア児（0～19歳）

医療的ケア者（20歳～）

重症心身障害児（0～19歳）

重症心身障害者（20歳～）

をまとめた呼び方として使われることが多いと思います

使われ方の例：

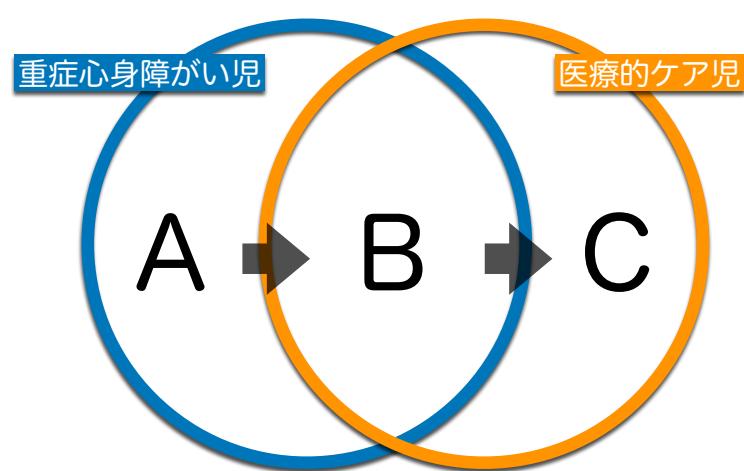
「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」

※医療的ケア児等コーディネーター養成研修についての国の通知では下記表現が使われています

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する
状態にある障害児や重症心身障害児等（以下「医療的ケア児等」という。）

15

重症心身障がい児と医療的ケア児の関係図



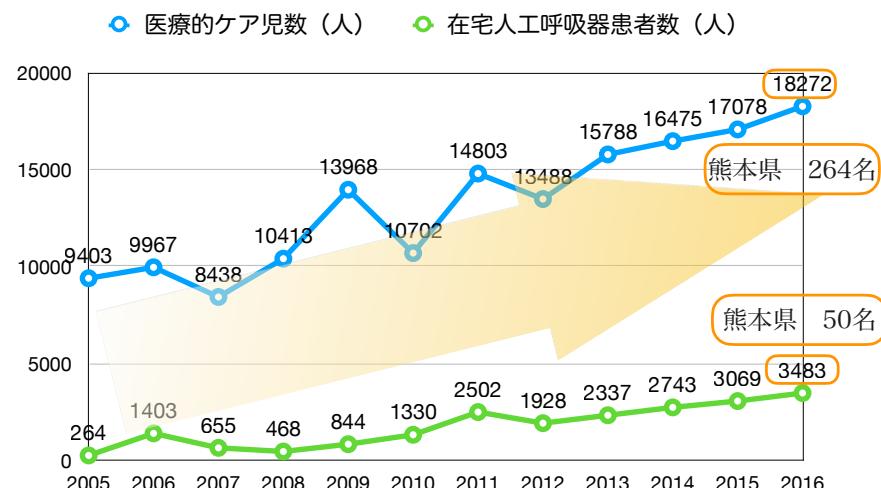
医療技術の発展とともにA群→B群→C群へと変化

14

小児在宅医療支援センターの
事業内容

16

医療的ケア児、全国で2万人 (0-19歳)



2017年、厚生労働科学研究所 (奈倉道明氏、現・埼玉医大総合医療センター) の調査を元にグラフ作成

17

小児在宅医療支援センターの事業内容



相談窓口 (年間延べ約2600件)

行政主催会議の出席助言依頼
ケース相談（入園入学）
講演・研修会の依頼

現場支援

保育園・学校での研修会
児発・放ディでの研修会

人材育成

看護師スキルアップ研修
医師向けスキルアップ研修
医学科・教育学部にて実技講習
多職種セミナーの開催
県立病院にて実技講習

地方公共団体との連携

入園・入学支援体制の共同整備依頼
行政保健師研修会の講師担当
当センター主催会議への出席依頼
医療的ケア児支援の協議の場の設置支援

19

小児在宅医療支援センターの概要

開設日	2016年12月1日
開設目的	熊本県全体の小児在宅 医療・福祉・教育・保育等の支援
財源	地域医療介護総合確保基金(2/3)

院外のことが
主な仕事



スタッフ

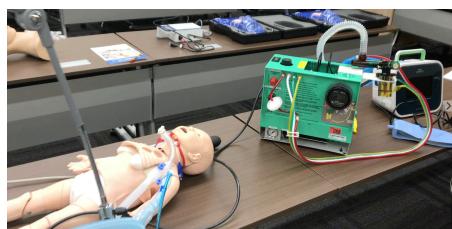
小児科医 2名
社会福祉士 1名
保健師 1名
看護師 1名
理学療法士 1名

熊本県医療的ケア児支援センター 2022年4月1日開設



18

センター所有の備品



- ・人工呼吸療法シミュレーター
- ・パルスオキシメーター
- ・カプノメーター (CO2モニタ)
- ・吸引器
- ・吸引シミュレーター
- ・気管カニューレ交換人形
- ・カフアシスト
- ・インパルセーター
- ・胃ろうシミュレーター
- ・バギー

20

当センターによる入園・入学支援の典型例

※保育園や小学校での医療的ケア児受け入れが初めての場合

入園入学支援の相談（家族・保健師・相談支援専門員・訪問看護師・教育委員会）

主治医から情報収集、家族・子どもと初回面談

小学校・保育園に同行見学（保健師や相談支援専門員とともに）

小学校・保育園・市役所等にて担当者会議

ここでその市町村で看護師スキルアップ研修を実施

入園入学へ向けて教員・保育士向けに医療的ケア実技講習会

入園入学直前に配置された看護師向けに医療的ケア実技講習会

入園入学後に訪問し教員・保育士・看護師と面談フォロー

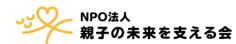
21

医療的ケア児支援に必要な3つのポイント

24

学校看護師向け動画コンテンツ 11本

NPO法人親子の未来を支える会 X 熊本大学病院 小児在宅医療支援センター



動画コンテンツ

動画コンテンツでは、熊本大学小児在宅医療支援センターの小篠史郎様監修のもと、児童や障がい者等の生活に関する法律、実践編として、導尿、吸引、胃ろうなど、わかりやすく紹介しています。

講習動画の撮集作業は、SOMPOホールディングス株式会社の「持続可能な社会の実現のための」に関わっています。



大学小児在宅医療支援センター紹介で



23



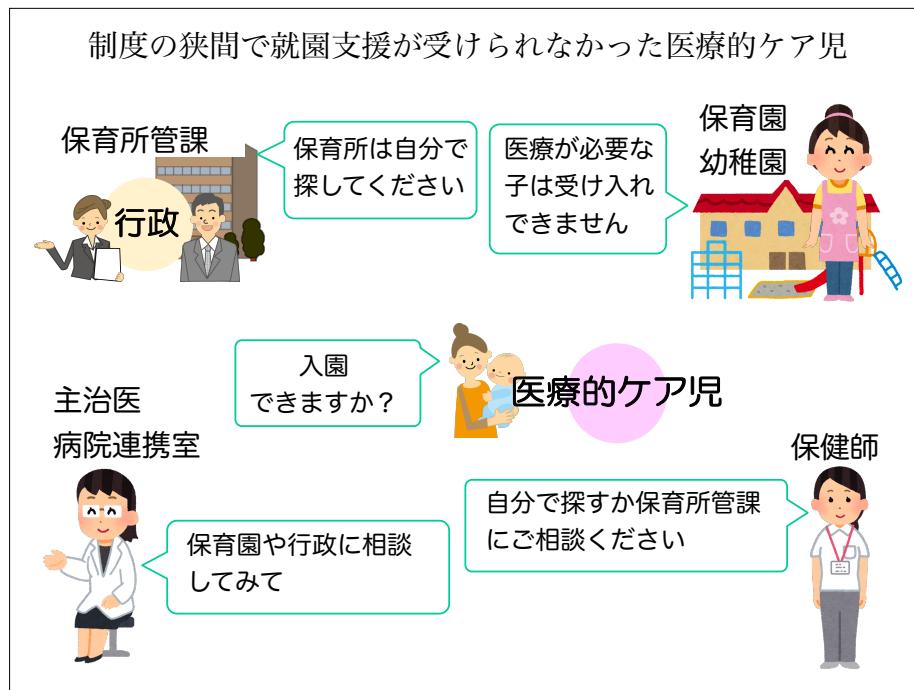
ケース

2歳

【経過】

病気のため気管切開しました。1時間に数回の気管カニューレからの吸引が必要です。多動があり元気に走り回る子で言葉の理解はしっかりあり、母も職場復帰することから保育園入園を希望しました

25



26

医療的ケア児の支援はなぜ難しいのか②

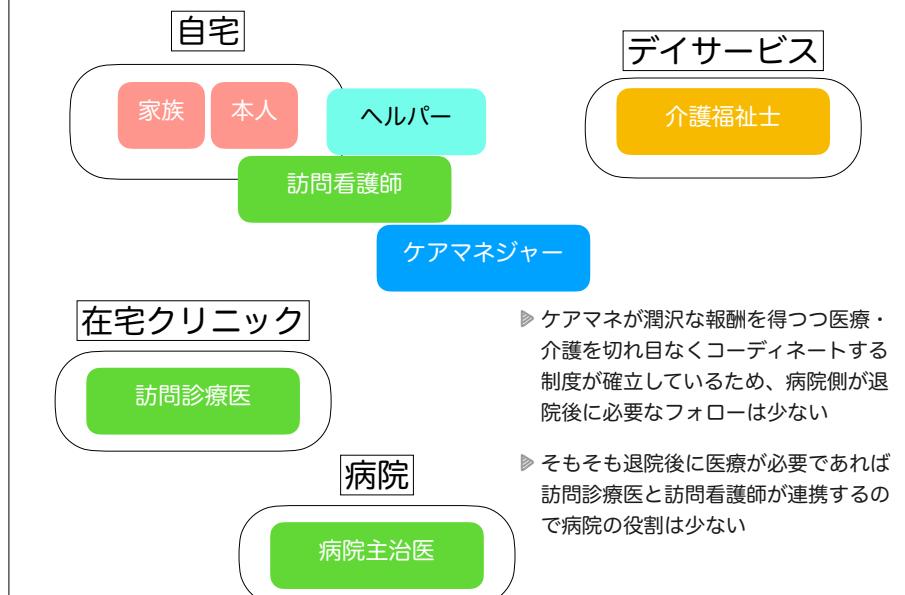
- ▶ 母子保健、障害福祉、保育、教育の所管課の**4課連携**によって初めて保育所等入園や就学支援を含む医療的ケア児等支援が可能になるが、縦割型の行政ではそうした横の連携が難しい
- ▶ 教員と違い、専門的に**障がい児保育を行うための教育を受けた保育士**がほとんどないため保育所等の入園が特に難しい
- ▶ 発達障害など他の障がいと比べると**圧倒的に数が少なく行政側から積極的に調査して探しに行かない**とそこに住んでいることが見落とされがち
- ▶ **人数が少ないため**対費用効果を持ち出されると**財務課**を説得しにくい

医療的ケア児の支援はなぜ難しいのか①

- ▶ 退院支援して送り出す側の**小児基幹病院**が**在宅生活**とはどういうものか経験がなく**知らない**ため**生活に関わる関係者（保育・教育・障害福祉・訪問看護）**との連携が苦手（連携が苦手だということすら気がついていない。外部機関から見たら「連携しにくい」施設の代表が小児基幹病院）
- ▶ 医師法、学校教育法、児童福祉法、障害者総合支援法など**多数の法律**に関係するため、介護保険法だけでうまくいく高齢者介護と比べ**コーディネート**が難しい
- ▶ 行政、保育園、学校、児発・放デイなど**医療と関係の薄い施設**に看護師を配置するなど**医療を持ち込む必要**がある
- ▶ **小児の医療的ケアの経験**がある看護師が少ないと**看護師募集**しても見つかりにくい
- ▶ **実働する医療的ケア児等コーディネーター**の配置が進んでいない

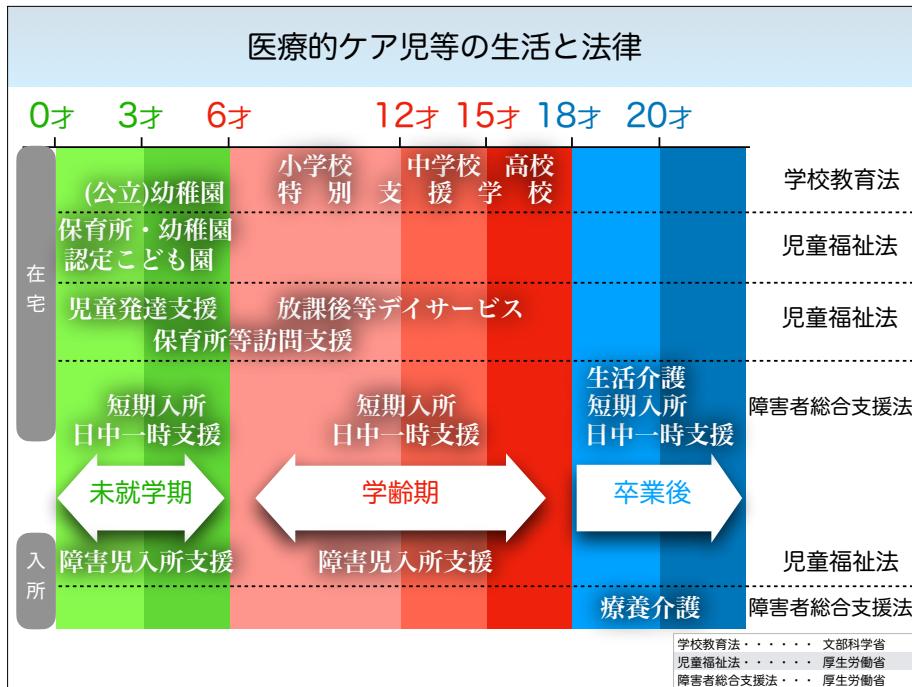
27

大人の在宅医療の構図



28

29



30

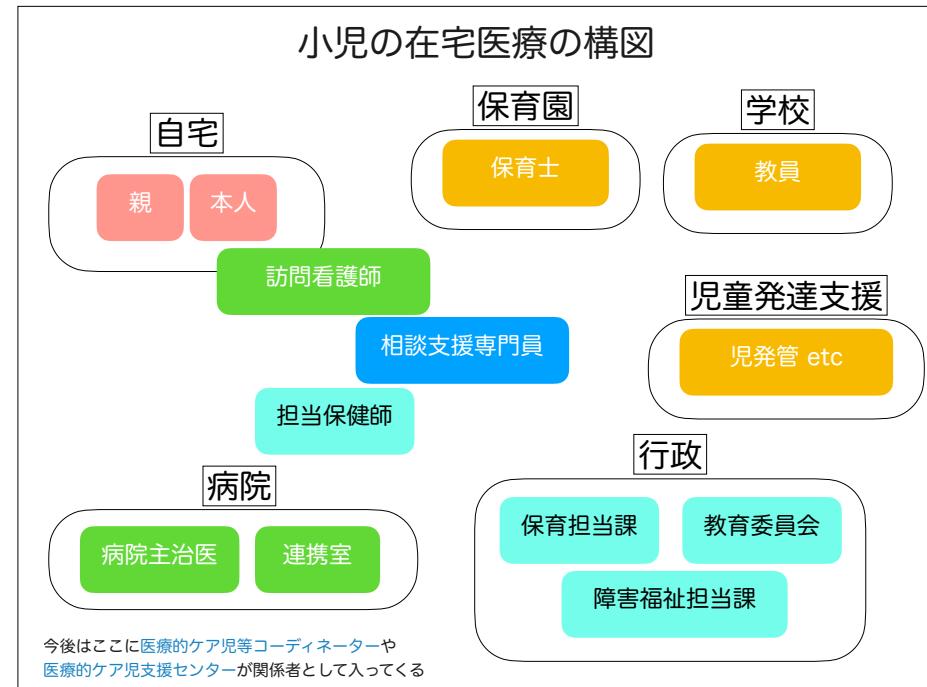
障がいの2つのモデル

個人モデル

障害者が困難に直面するのは
「**その人に障害があるから**」
であり、
克服するのは**その人(と家族)の責任だ**

社会モデル

障害者が困難に直面するのは
「**社会が障害(障壁)をつくっているから**」であり、
それを取り除くのは**社会の責務だ**



31

医療的ケア児支援法 2021年9月18日施行

基本理念（第三条）

医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行われなければならない

目的（第一条）

- 1) 医療的ケア児の健やかな成長を図る
- 2) その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

「社会モデル」が
基本理念に

目的を実現する方法（第一条）

- 1) 基本理念を定める
- 2) 国、地方公共団体等の責務を明らかにする
- 3) 保育及び教育等の拡充に係る施策を定める
- 4) 医療的ケア児支援センターの指定等について定める

32

33

保育を行う体制の拡充等（第九条）

医療的ケア児支援法（2021年9月18日施行）

- 1) 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して保育を行う体制の拡充が図られるよう（中略）、医療的ケア児が在籍する保育所、認定こども園等に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2) 保育所等の設置者は、在籍する医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようするため、看護師等または喀痰吸引等を行うことができる保育士もしくは保育教諭の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。

34

医療的ケア児支援に必要な3つのポイント

それぞれの関係者が社会モデルに則り
お互いに切れ目のない支援を意識し
自分の従来の役割を越えて連携する

36

医療的ケア児支援法施行後の医療的ケア児等の就園支援

保育所管課



行政

受入ガイドライン
を策定し、所管課
として責任を持っ
て就園支援します

保育園
幼稚園



受入可能園に
手をあげます

主治医

病院連携室



入園
できますか？



保健師



保育所管課や保健
師、医療的ケア児等
コーディネーターと
連携して支援します

行政の一員として所管課
や医療的ケア児等コー
ディネーターと連携し、
就園支援します

35

保育所等での医療的ケア児の受け入れ

37

保育所での医療的ケア児受け入れに関するガイドライン・事例集

保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン

(2021年3月 保育所等における医療的ケア児への支援に関する研究会)



※無料ダウンロード可



※無料ダウンロード可

医療的ケアを必要とする子どもの保育実践事例集

(全国保育士会、令和元年5月)



※無料ダウンロード可



※無料ダウンロード可

38

医療的ケアを実施する際の留意事項(2)

- 登園前の健康状態や登園中の様子に関する保護者への聞き取り、保育所等での様子や他の保育士等への聞き取りや観察等により、**当日の健康状態を確認**したうえで、**医療的ケア実施の可否についてアセスメント**する必要がある。
- **実施可否について疑義が生じた場合は**、あらかじめ定めた連絡方法により、**保護者あるいは指定の医療機関等に連絡**し、指示を仰ぐことが求められる。
- 医療的ケア児の安全確保、医療的ケアの質の担保のためにも、日々の健康状態や**医療的ケアの実施結果は記録、保管**することが望ましい。

「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」（令和3年3月、保育所等における医療的ケア児への支援に関する研究会）より引用

医療的ケアを実施する際の留意事項(1)

- 看護師や認定特定行為業務従事者である保育士等が医療的ケアを行う場合には、**医師の指示**が必要である
- 医師の指示の下、保育所等では、あらかじめ定めた**支援計画**等に沿って医療的ケアを実施する
- 保育現場は生活の場であり、限られた時間で健康状態を把握し、医療的ケアの実施可否を判断し、**安全に医療的ケアを行う**ことが求められる

「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」（令和3年3月、保育所等における医療的ケア児への支援に関する研究会）より引用

39

医療的ケアを実施する際の留意事項(3)

- 事故の初期対応を含む**危機管理**に関する事項、事故発生時の報告や再発防止に関する**報告の仕組み**をあらかじめ用意しておくことが望ましい。（小篠追記、**医療的ケア安全委員会**の設置）
- また、実際の医療的ケアの手順や留意点は子どもの状況によって様々であるため、医療的ケアの実施に当たっては、**事前に主治医に具体的な内容や留意点、準備すべきこと等について個別に確認し、指導を受ける**ことが望ましい。

「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」（令和3年3月、保育所等における医療的ケア児への支援に関する研究会）より引用

40

41

医療的ケア児の受け入れに関して～保育所等の役割～

- 保育所等の施設長及び保育所等の職員は、**市区町村の受け入れ方針**に基づき、必要な環境整備や体制整備について検討するなど、**医療的ケア児の受け入れに関して前向きに取り組む**ことが期待される
- 医療的ケア児を受け入れる場合には、保護者や主治医、その他医療関係者、関係機関等と連携しながら、下記を行うことが望まれる
 - ＊ 医療的ケア児の保育計画・支援計画の策定
 - ＊ 医療的ケアに関する個別のケアマニュアル等の作成
 - ＊ 緊急時の対応
 - ＊ 医療的ケア児とまわりの子どもの安全確保
 - ＊ 保護者からの相談等に対応

「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」（令和3年3月、保育所等における医療的ケア児への支援に関する研究会）より引用

42

Q&A

44

人材確保・研修等

- 保育所等における医療的ケアの提供体制としては、主に以下の5つのパターンがあり、複数の方法を組み合わせて対応する場合もある。地域の保育所等や医療的ケア児の状況に応じて検討する必要がある。
 - ＊ 既に保育所等に配置されている看護師が行う
 - ＊ 新たに看護師を保育所等に配置して行う
 - ＊ 市区町村に所属する看護師が巡回して行う
 - ＊ 保育所等を管轄する市区町村から委託を受けた訪問看護事業所や児童発達支援事業所等の看護師が行う
 - ＊ 咳痰吸引等研修を受けた保育士等が行う

「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」（令和3年3月、保育所等における医療的ケア児への支援に関する研究会）より引用

43

Q 受け入れるにあたり保育園・医療機関・市の連携が不可欠だと思うが、具体的に準備することがあれば教えてほしい

答え

市の保育所管課で「**医療的ケア児運営協議会**」を作ります。メンバーに医師や看護師が必須です。協議会で**保育園での受け入れに際してのガイドライン**を策定し**必要書類（医療的ケア指示書など）**の雛形を作成します。保育園では「**医療的ケア安全委員会**」を設置することもガイドラインに記載します。運営協議会において、現時点で**どの重症度までの医療的ケア児まで受け入れ可能か**協議しておきます。実際に入園希望があった際にその医療的ケア児を受け入れができるか運営協議会において協議を行うとともに、最終的に**数年以内に全ての重症度の医療的ケア児を受け入れられるよう看護師育成などの体制整備**も並行して進めています。

そのため、医療的ケア児については入園申込も別に行い、医療的ケアのない子どもとは別の入園フロー図を作成しておく（つまり医療的ケア児受け入れガイドラインを作成しておく）ことが望ましいです。

45

Q 医療的ケアを受けている子どもで保育園、幼稚園、学校などに入園（入学）が可能と判断できる条件等はあるのか？

ケアの内容で看護師等の配置が必要な人数は変わらるのか？

答え

「医療的ケア児運営協議会」において、現時点での重症度までの医療的ケア児まで受け入れ可能か協議します。歩ける医療的ケア児は今すぐに受け入れるべきですが、重症で気管カニューレが抜けた際に再挿入できないとすぐに死亡するような人工呼吸器依存児については「これから5年間かけて安全に受け入れられる体制を整えていく」が、現時点の〇〇市の医療的ケア児受け入れ体制では、その子は受け入れできないという協議会判断を下しても法律違反とは言えないと考えます。（小学校入学に際して違法とは言えないという判例あり。その子は別の市町村に引っ越しして入学できました）

ただし、スキルの高い看護師を2-3名配置すれば受け入れは可能なので、そこを目指して体制整備をしていくのが法律の趣旨です。

46

Q 受け入れとなった場合、入所前に主治医とのカンファレンスはできるのか？それともセンターがコーディネーター的な存在となってくれるのか？

答え

入所前の主治医とのカンファレンスは必須となります。緊急時の対応など主治医に相談しておくことが必要です。小児在宅医療支援センターは全県下の全ての相談に対応しますので、入所前の主治医との連携のお手伝いも可能です。ただし、直接支援はしていませんので、かならず現地の保育所管課、保健師、相談支援専門員、医療的ケア児等コーディネーターのどなたかが主軸となって支援していく中で私たちが主治医と交渉したりといったお手伝い（後方支援）をいたします。主治医からの診療情報提供書にて医療情報の共有を行い、それを翻訳して保育所に還元しています。

私たちが普段気をつけていることは、切れ目のない支援です。保健師から保育所管課へのつなぎ、保健師から相談支援専門員へのつなぎがうまく行かなかったり、そもそも保健師がつなごうとしない場合に、ご家族は行政に不満を持ち、怒りの言葉を行政に浴びせるのがお決まりのパターンです。そうならないように行政4課は常に連携・情報共有を心がけてください。

Q 保護者との間に交わしておくべき書類（依頼書や同意書等）はあるのか？

答え

保育所で医療的ケアを実施するにあたって法律上最低必要な文書は「[医療的ケア指示書](#)」です。主治医から看護師宛に記載してもらいます。

他にあった方が望ましいのは「[緊急時や災害時の個別対応カード](#)」です。A4で1枚にまとめておくのもよいですし、アクションカードを活用するのもよいです。

他の書類については「[保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン](#)」（2021年3月、保育所等における医療的ケア児への支援に関する研究会）や「[小学校等における医療的ケア実施支援資料](#)」（2021年6月、文部科学省）も参考に、市町村の保育所管課が母子保健担当などの保健師と連携して検討していくとよいと思います。医療的ケア運営協議会（保育所）の委員には医師・看護師も委嘱されると思いますのでその方に相談するのもよいです。市町村が主体となってそのような動きをしていく中で、当センターが会議に同席して助言を行うことも可能です。

さいたま市、東京都足立区、京都府精華町、神戸市などで「医療的ケア児の保育所等受け入れガイドライン」を策定しインターネット公開されていますのでそれも参考に保育所管課にてガイドライン策定についてご検討ください。

47

Q トラブル等が発生した時の保育士・看護師の保障はどうなるのか？

答え

看護師にはWillnextから「看護職向け賠償責任保険」が年間約3000円で入会可能です。医療的ケア児に対応する看護師が入会する場合、趣旨から考えて看護師の私費ではなく行政の予算での入会が望ましいです。民間保育園で医療的ケア児を受け入れる場合、行政が支援を行うのが医療的ケア児支援法の主旨ですから、行政の予算での入会があるべき姿だと思います。

保育士向けの医療的ケアについての保険はまだないように思います。

48

49

Q 研修を受けた保育士が対応する医療的ケアの範囲を教えてほしい

(どこまでしなくてはならないのか?)

答え

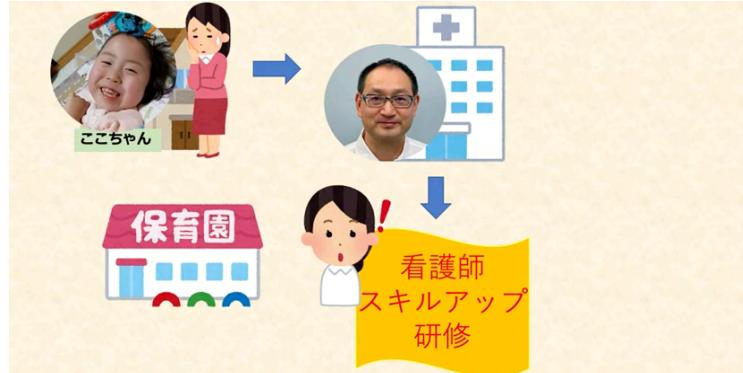
講演スライドのように保育士等が認定特定行為を実施するための3つの条件が揃えば3号研修等を受けた保育士は対象児に応じて栄養注入や痰の吸引を行うことができます。ただし保育士という非医療職が医学用語を駆使して文書作成して県の認定を受ける必要があるため、看護師や保健師など医療職の協力を得つつ1年がかりでの登録になると思います。

他の行為、例えば導尿はカテーテルを尿道に挿入する行為だけが医行為なので、物品の準備をしたり周辺環境を整えるのは保育士で可能です。

50

まとめ

- 新生児・小児医療体制の整備と退院後の生活を支える社会環境の整備が相まって医療的ケアといふ“勲章”をまとめた子どもたちが多く在宅へ退院できるようになった
- 「永田町子ども未来会議」が骨子をまとめた医療的ケア児支援法は、「医療的ケア児とその家族を社会全体で支える」という理念が軸となっており、障害者権利条約に謳われている社会モデルの考え方方が反映されている
- 医療的ケア児支援法に基づいて全国に設置される「医療的ケア児支援センター」が中心となり、各圏域の医療的ケア児等コーディネーターが保育担当課・教育委員会、地区担当保健師や相談支援専門員と連携しながら医療的ケア児の入園・入学の支援やその家族の支援が行われていくことになる
- 医療的ケア児とその家族を支えるため、皆様にご協力をいただきたい



第2回 医療的ケア児支援センター

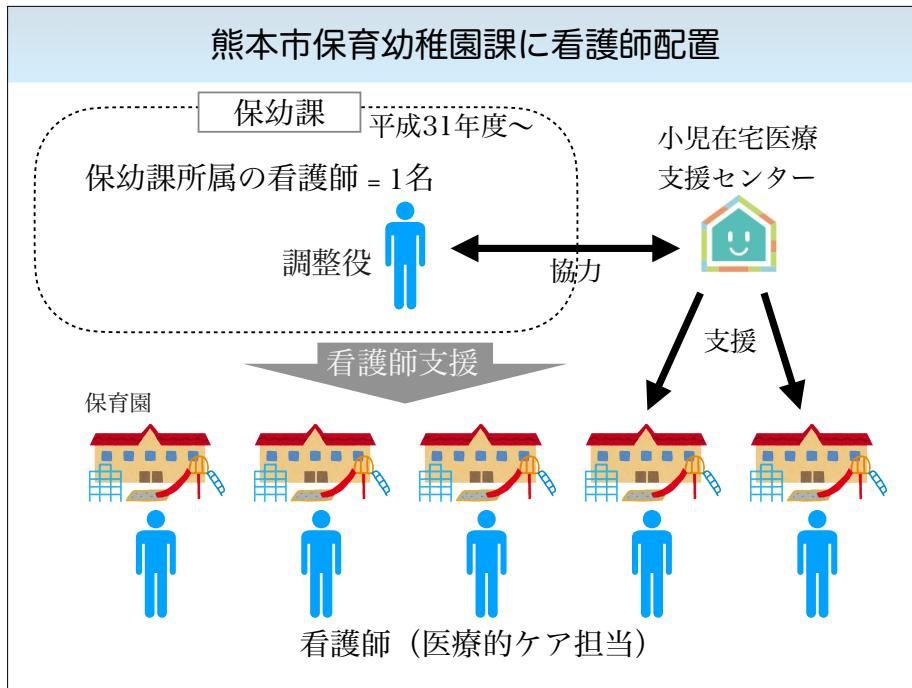
YouTubeシリーズ
インクルーシブ社会へ

51

参考資料（お話しません）

52

53



54

医療的ケア児保育支援事業

- * 医療的ケア児の保育園入園を促進するための国の事業
 - * 医療的ケアを実施する看護師・保育士等の配置や受け入れガイドライン策定などについて補助を行う
 - * 実施主体 = 県、市町村
 - * 補助割合 = 国 1/2 都道府県・指定都市・中核市 1/2
 - * 補助割合 = 国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4
- 2022年度～
- 3年後の医療的ケア児の保育ニーズに対して
受入予定の医療的ケア児人数が上回れば
- * 補助割合 = 国 2/3 都道府県・指定都市・中核市 1/3
 - * 補助割合 = 国 2/3 都道府県 1/6 市町村 1/6

56

2015年度→2019年度 医療的ケア児受け入れ保育所数/医療的ケア児数

全医療的 ケア児数	公営	民営	合計	実医療的ケア児数 (2015→2019年度)	
福岡県	796	7	5	12	1 → 18
佐賀県	99	1	3	4	0 → 4
長崎県	169	1	3	4	8 → 4
熊本県	264	6	6	12	13 → 13 → 29
大分県	142	0	0	0	2 → 0
宮崎県	185	0	0	0	2 → 0
鹿児島県	244	0	2	2	6 → 2
沖縄県	320	1	2	3	3 → 3

※全医療的ケア児数（0-19歳）は2016年厚生労働省調査による推計値

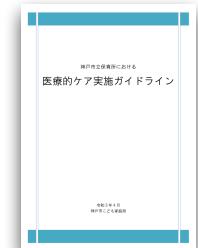
55

神戸市の保育所・私立幼稚園・1号認定こども園における
医療的ケア児実施ガイドライン

神戸市立保育所における医療的ケア実施ガイドライン
(2021年4月 神戸市)



※無料ダウンロード可



私立幼稚園及び認定こども園（1号認定子ども）における
医療的ケア実施ガイドライン

(2021年4月 神戸市)



57

その他の市町のガイドライン

教育・保育施設における医療的ケア児の支援に関するガイドライン

(2022年3月 群馬県渋川市)



※無料ダウンロード可



保育所等における医療的ケアの実施に関するガイドライン

(2022年3月 神奈川県相模原市)



※無料ダウンロード可

